

生活クラブ自然エネルギー基金規約

(目的)

第1条 生活クラブ自然エネルギー基金（以下、「基金」という）は、以下を目的とする。

1. ひとりひとりの省エネや節電行動により、不必要な発電を抑制するとともに、地球温暖化や環境負荷を軽減し、持続可能な社会をつくる。
2. ㈱生活クラブエナジーが供給する「生活クラブでんき」が自然エネルギー100%となることを目指し、自然エネルギー発電所を推進する。

(基金の積み立て方法)

第2条

1. ㈱生活クラブエナジーが毎月請求する電気料金に5%を加算した金額を請求する。
2. 引き落としした金額のうち、5%分は基金の口座で別途積立を行なう。
3. 積立金額は、㈱生活クラブエナジー出資者ごとの台帳により管理する。

(基金の運営)

第3条

1. 基金の運営は「生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会」（以下、「運営委員会」という）を設置して執り行なう。
2. 運営委員会は、㈱生活クラブエナジー出資生協の代表者を構成員とする。
3. 運営委員会の代表は、構成員より互選とする。
4. 運営委員会の所在地は、東京都新宿区新宿6-24-20とする。
5. 運営委員会の事務局は、㈱生活クラブエナジーが担うものとする。

(基金の管理)

第4条

1. 運営委員会は、生活クラブ連合会（総務部）に管理を委任することができる。
2. 第1項の管理を受託した生活クラブ連合会（総務部）は、金融機関に基金の口座を開設するとともに善良なる管理者の注意をもって適正に管理する。
3. 決算期は毎年度3月末とし、第1項の管理を受託した生活クラブ連合会（総務部）は、年度収支並びに基金残高を運営委員会に報告する。

(基金の監査)

第5条

1. 基金の監査役を設置する。
2. 監査役は、生活クラブ連合会監事会の構成員が就任する。
3. 監査役は、基金の運営および管理業務について監査を行ない、運営委員会に報告する。

(基金の解散)

第6条

1. 基金の解散は、運営委員会の3分の2以上の賛成多数により決定する。
2. 基金解散時の残余財産の処分方法は、運営委員会の3分の2以上の賛成多数により決定する。

(規約の改廃)

第7条

1. 本規約の改廃は、運営委員会の3分の2以上の賛成多数により決定する。

(委任)

第8条

2. 本規約に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が別に定める。

付則 本規約は、2016年4月1日より施行する。 2017年9月19日改定

生活クラブ自然エネルギー基金助成規程

(目的と範囲)

第1条

1. 「生活クラブ自然エネルギー基金規約(以下、「規約」という)第1条及び第8条に基づき、本規程を定め、会員単協の省エネ推進や節電対策のための活動助成、「生活クラブでんき」自然エネルギー100%の実現に向けた生活クラブ関連団体に於ける自然エネルギー電源開発のための一部助成を行なう。
2. 本規程に定めのない事項については、規約の定めに従うものとする。

(補助の範囲と金額)

第2条

1. 各会員単協や生活クラブ関連団体からの申請により、事案ごとに判断し助成額を決定するものとする。
2. 行政等の補助金を受けた場合には、その費用を控除する。
3. 各会員単協や生活クラブ関連団体からの申請は各期1回とする。
4. 助成対象は以下の2つとする。
 - 1) 単協活動助成:各会員単協への活動助成(省エネ、節電、CO₂削減、脱原発)
 - 2) 電源開発助成:生活クラブ関連団体に於ける電源開発のための助成
(前提条件として(株)生活クラブエナジーに売電すること)

(助成基準)

第3条

1. 申請者は所定の書類に必要事項を記入の上、生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会に申請する。
2. 単協活動助成の基準は以下とする。
 - 1) 学習会・講演会・イベントの開催費用の一部
 - 2) 活動推進のための視察費用の一部
3. 電源開発助成の基準は以下とする。
 - 1) 調査・開発費用
 - 2) 発電設備の設計、調達、建設費用
 - 3) 接続費用
4. 助成対象期間は、当該年度の4月～翌年2月までに実行する活動や電源開発事業とする。
5. 申請段階における計画内容については予定も可とするが、実行後の報告内容に著しく計画とのかい離があった場合には基金運営委員会の判断をもって助成を取り消すこともある。
6. 電源開発助成については複数年度にまたがる案件等においても助成は1件につき1回のみとする。
7. 審査の基準については別途、生活クラブ自然エネルギー基金審査基準にて定める。

(助成の決定)

第4条

1. 生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会は、年2回申請に基づき内容および金額の検討を行い、助成を決定する。
2. 助成決定にあたっては運営委員会のもと審査委員会を設置し、審査を委任し報告を受け決定する。
3. 緊急な対応が求められる事案については、基金運営委員会代表者が臨時運営委員会を招集し、助成を決定する事ができる。

(決定の通知)

第5条

生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会は、助成の決定について申請者へ速やかに書面(運営委員会議事録)にて通知を行なう事とする。

(規程の改廃)

第6条

本規程の改廃は、生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会の3分の2以上の賛成多数により決定する。

(委任)

第7条

本規程に定めるもののほか必要な事項は、生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会が別に定める。

付則 本規程は2016年4月1日より施行する。

2017年11月14日改定 2018年2月20日改定 2018年11月13日改定

生活クラブ自然エネルギー基金審査基準

(目的と範囲)

第1条

1. 「生活クラブ自然エネルギー基金助成規程(以下、「規程」という)第3条に基づき、本審査基準を定め、申請案件の審査を行なう。
2. 本審査基準に定めのない事項については、規程の定めに従うものとする。

(単協活動助成基準)

第2条

1. 単協活動助成についての対象は以下の通りとする。
 - 1) 助成対象となるもの
 - ① 講師料(源泉税は除く)
 - ② 講師交通費
 - ③ 会場費
 - ④ 会場設備使用料
 - ⑤ 自主上映等のための映像使用料
 - ⑥ 視察先への謝礼
 - 2) 助成対象外となるもの
 - ① 人件費
 - ② 参加者交通費
 - ③ 消耗品費
 - ④ 通信費
 - ⑤ 印刷代(チラシ制作代等)
 - ⑥ キャンペーングッズ代
 - ⑦ 水光熱費
 - ⑧ 会議費(打合せ等)
 - ⑨ 食費(弁当代)
 - ⑩ 送料
 - ⑪ 振込手数料
 - ⑫ 保険料

(電源開発助成基準)

第3条

1. 電源開発助成についての対象は以下の通りとする。
 - 1) 助成対象となるもの
 - ① 調査・開発費用
 - ② 発電設備の設計、調達、建設費用
 - ③ 接続費用
 - 2) 助成対象外となるもの
 - ① 1案件に関する複数回(年度)申請
 - ② 売電先が(株)生活クラブエナジー以外である
 - ③ 自家消費型発電所
 - ④ 個人所有の発電所

(審査委員会)

第4条

1. 審査委員会を運営委員会のもとに設置し、審査・選考を委任する。
2. 審査委員会構成、審査基準、審査・選考については別表の通りとする。

(委任)

第5条

本審査基準に定めるもののほか必要な事項は、生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会が別に定める。

(改廃)

第6条

本審査基準の改廃は、生活クラブ自然エネルギー基金運営委員会の3分の2以上の賛成多数により決定する。

付則 本審査基準は2017年11月15日より施行する。

2018年2月20日改定 2018年11月13日改定

<別表>

生活クラブ自然エネルギー基金審査基準第4条にもとづく審査委員会について以下のとおり定める。

1. 審査委員会の構成

- 1) 審査委員会の構成は次のとおりとし、審査委員の選出は、運営委員会にて決定する。
 - ① 学識経験者 若干名
 - ② 市民事業・活動にたずさわっている者 若干名
 - ③ 運営委員、生活クラブ連合会理事
 - ④ 生活クラブ自然エネルギー基金参加者
 - ⑤ 運営委員の総数は5～7人とする。
- 2) 審査委員の互選により、委員長1名を置き、必要に応じて副委員長1名を置くことができる。
- 3) 委員長は、会務を整理し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。
- 4) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6) 審査委員会の事務局は生活クラブ自然エネルギー基金事務局とする。

2. 審査の基準

- 1) 生活クラブ自然エネルギー基金の趣旨と条件に合致していること。
- 2) 地域の課題解決や発展への寄与がきたされる事業・活動であること。
- 3) 目標、事業・活動計画、事業予算、寄付の使いみち(方針)が明確で、妥当なものであること。
- 4) 継続性のある事業・活動であること。
- 5) 活動の報告書等がつくれること。

3. 審査・選考方法

- 1) 審査は助成申請書類等を基に、助成規程、審査基準を踏まえ、審査委員会で助成先・助成金額を選考審査する。
- 2) 前項の選考審査は出席審査委員の過半数の賛成をもって決する。
- 3) 審査を行なう際、審査委員に助成申請者と直接的な利害関係がある者がいる場合は、該当の審査委員を該当する助成申請の選考過程から外して選考を行なう。
- 4) 審査委員長は、助成先・助成金額等の選考結果を運営委員長に報告をする。
- 5) 審査結果に対し、運営委員会は意見を添えて審査委員会に再検討を求めることができる。

2018年2月20日制定

2018年11月13日改定